

「アルマジロ人間」について

2006.12.26

青木淳

1. はじめに

小野弘人氏は、1994年4月、青木淳建築計画事務所（以下、青木事務所と略します）に入社し、1998年3月に退社しました。彼は、青木事務所のスタッフのなかでも、特に優秀な働きをしてくれた人の一人でしたし、独立後も、彼は独自の世界を開花させてきました。私は、そういう彼を在籍時にも評価していましたし、独立後も、彼の活躍が喜びでした。また、彼とは、会って会話をかわせば、忌憚なく、意見をぶつけあえる友人でした。

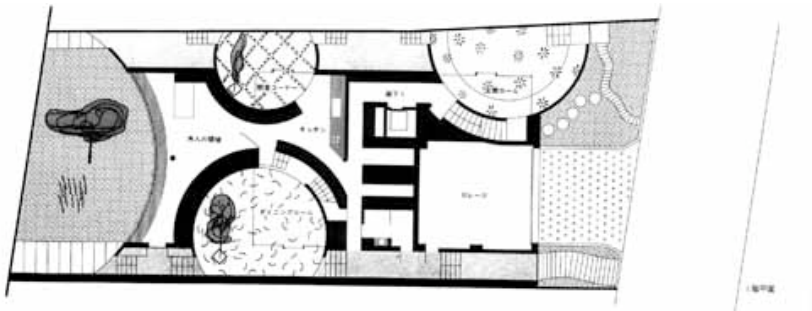
その小野氏が「アルマジロ人間」に関して、「家の？」は彼の著作権を侵害しているので、その出版を差し止めよという内容などの仮処分申立を起こしました。しかし、東京地方裁判所が申立却下決定をしたのに続いて、知的財産高等裁判所もまた抗告却下の決定を下しました。つまり、両裁判所が、法律的に、「アルマジロ人間」が青木事務所の著作物であることを認めました。

私は、この件について、公表を避けてきました。それは、第1に、この件は、個人と個人との間で解決できるし、またそうすべき問題だと思っただけからでした。第2に、いったん法的手段がとられた以上は、裁判の場で議論すべきことがいたずらに広がりをもってしまうことを恐れたからでした。

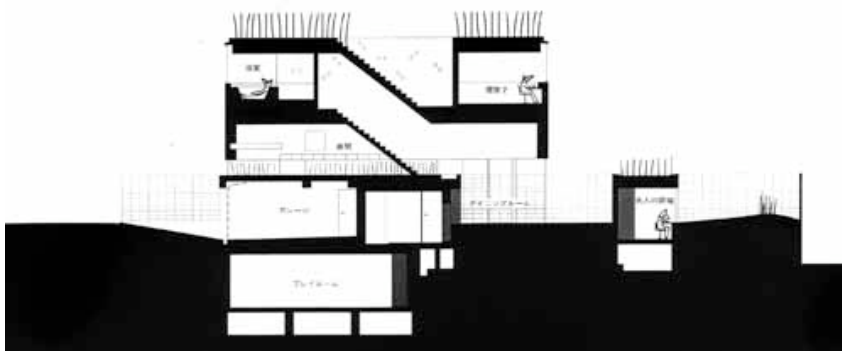
しかし、そうした私の思惑に反して、巷間には、「法的にはともかく、芸術家の倫理としてこんなことが許されるのか」という主旨の批評が散見されるようになりました。しかしそれらの批評は、そもそも「アルマジロ人間」が、それを含めて青木事務所の作品として発表されることになっていた図面に描き込まれたものであること、そういうものとして私がチェックして採用されたものであること、それ以降も「アルマジロ人間」はずっと青木事務所の作品「U」を構成する本質的要素であったことなどに、必ずしも基づいていません。そのため、これまで公表を控えてきた私としては全く不本意なことですが、ここで、「アルマジロ人間」に関する私の捉え方を、最低限必要であると思われることに限って、公表することにします。

2. 「O」

青木事務所は、住宅「O」を、1994年4月に設計をはじめ、1996年12月に完成させました。担当は小野氏でした。1996年12月、雑誌発表のための図面制作もまた小野氏が担当しました。小野氏が「アルマジロ人間」をはじめて描いたのは、「O」の世界を読者に伝えるための、その図面のなかでした。その図面は、建築の形態なり空間をただ伝える以上に、そこに流れている空気をよく伝えるものでした。ユニークな表現の樹木が描き込まれ、私には犬に見える人物が描かれていました。彼に、これは犬なの？と聞くと、「犬ではなく、アルマジロ人間です」という答えが返ってきました。私は、面白いネーミングだな、と思いました。



「O」・1階平面図



「O」・断面図

「O」のテーマは、私がある発表に際して書いたエッセイ（「境界面・絶対フィクション」）にあるように、「表の世界」と「裏の世界」がたえず入れ替わりつづけることで生れる、現実とフィクションとの境界が曖昧になった「絶対フィクション」の世界でした。そのテーマは、「O」に先

立って設計された「遊水館」にはじまるものでした。

小野氏が試みに描いたこの図面を、私が採用したのは、こうした「O」のテーマが巧みに表現されていると感じたからでした。なかでも彼が「アルマジロ人間」と呼ぶ、現実とフィクションとの境界が曖昧な人物像が描き込まれた表現は、「O」の空気をうまく表わしていると思われました。

「O」はその図面を伴って、「新建築」誌と「建築文化」誌で、青木事務所名義で発表されました。しかしその図面は、その後は使われませんでした。それはひとつには、「O」は実現された住宅であり、その空気を伝えるものとして、写真の方がよりの確であり、それを図面で反復して表現することは冗長だと思われからであり、またその表現は、続く「U」に、よりフィットしたからでした。

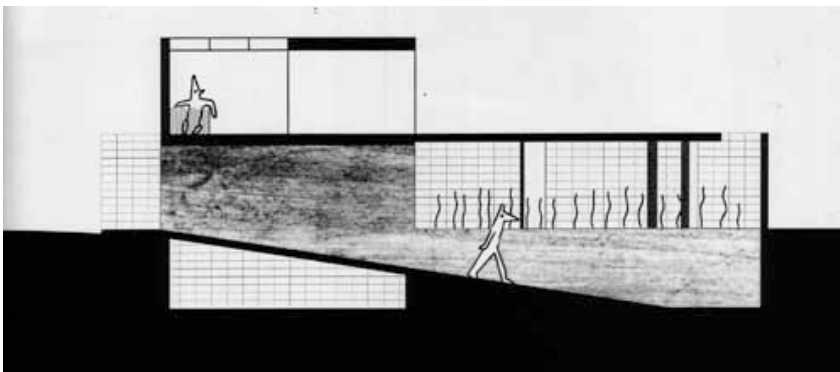
3. 「U」（「住宅プロジェクト 1997」展、「GA JAPAN25」）

年が明けて、1997年1月、住宅「U」の設計がはじまりました。「U」は、1997年3月15日から4月13日を会期とするGAギャラリーでの「住宅プロジェクト 1997」展で出品、また「GA JAPAN25」に掲載することを目的として制作されました。「U」は、「O」の設計過程で着想を得られ廃案になった、道から延長する公の世界と、庭から延長する私の世界を交替させるというアイデアを展開しようとした架空のプロジェクトでした。表と裏の交替というテーマから、実現に向けて展開されたのが「O」であるのに対し、そのテーマが純粋に架空の世界に向けて変奏・展開されたのが「U」でした。「O」と「U」は双子の関係にありました。

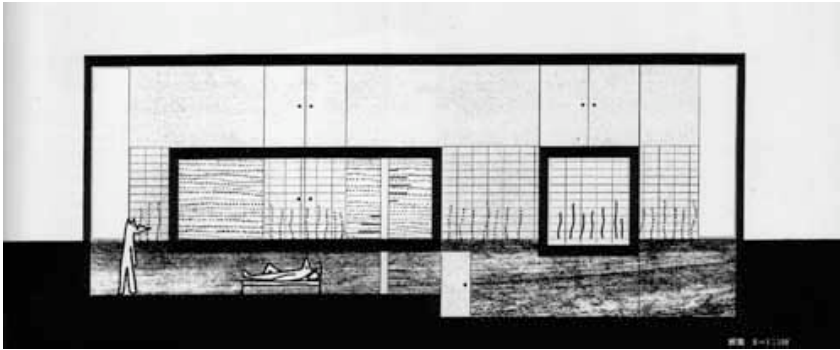
「U」を担当したのは、小野氏と採用されたばかりの高橋堅氏でした。高橋氏が提案した「ウロボロスの蛇（自分の尻尾を飲み込もうとする蛇）」的空間というアイデアなど、私たちの間での交わされた豊かな議論をもとに、私は、1月7日、「U」の基本的骨格を思いつき、それをノートに描き、これを基本案とすることにしました。それは、メビウスの輪のように、表と裏がいつの間にか反転する構成をもつものでした。公（道路の延長）の領域にいると思っている人が、その先に進むと、いつの間にか私（庭の延長）の領域に入ってしまう、さらに進むと、公（道路の延長）の領域に戻ってしまうという構成でした。

基本的骨格に基づき設計が進むなかで、トイレのことが問題になりました。担当者たちなりにとりあえず納めた案に、トイレがなかったからです。私たちは、どうしたらトイレを挿入することができるか、あるいは浴室に単純に便器を置くべきか、図面に現れないところに実はトイレがあるということにするべきか、などを議論しました。そして、私は、そのどの方法であっても、デザインとしての完成度が崩れてしまうと考え、むしろ、トイレがないことこそが、この住宅が実際に建てられることを目標としない架空プロジェクトであることをかえってよく表現しているのではないかと思ひ直し、トイレがないことを選択したのです。（もっとも、小野氏の陳述書を読む限り、彼はそのときのことを失念しているのか、なんらかの思い込みに囚われているようです。）

「U」の完成間際には、大きく2つのことが議論されました。ひとつは、庭にUの形をしたテラスを追加するという高橋氏の提案と、その図面や模型に「アルマジロ人間」を入れるという小野氏の提案でした。私は、その両方を採用しました。Uの形をしたテラスは、この住宅のメビウスの構成を強めるものと思われたからでしたし、その図面や模型に現実とフィクションの境界線上を生きる架空の「アルマジロ人間」を入れるという表現は、実現された住宅「O」以上に、架空の住宅「U」にこそふさわしいと思われたからでした。どちらの提案も、「U」の本質をよく捉えたものでした。「U」はこうして完成し、青木事務所の作品として発表されました。



「U」・断面図1



「U」・断面図 2

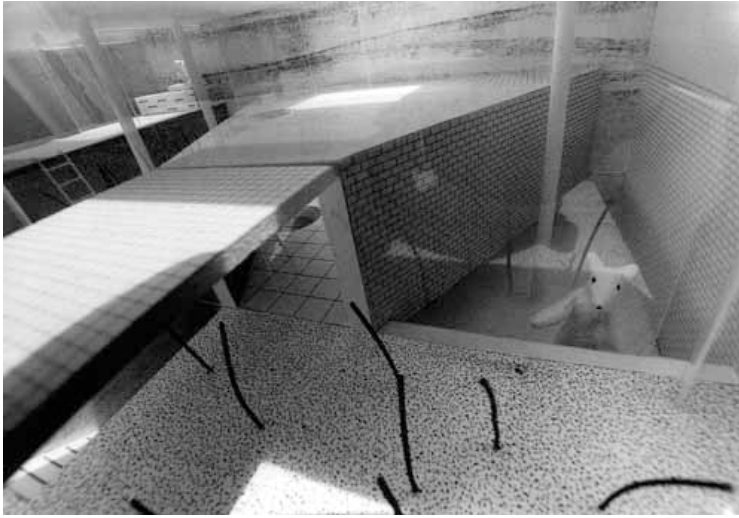
4. 「U」 (1999年から2004年まで)

いったん確立された、架空の人物「アルマジロ人間」がそこに住む架空の住宅「U」という表現は、その後も踏襲されました。

1999年11月号「建築文化」、「青木淳 1991-1999」での「U」は、そのなかを歩き回ったり、お風呂に入っている「アルマジロ人間」の様がよく感じられるようにして、とりあげたものでした。写真は、模型のなかの「アルマジロ人間」がしっかりとフレームに納められたものに撮り直されました。図面は頁いっぱい、大きく扱われました。



「U」・模型写真 1



「U」・模型写真2

2002年10月29日から同年12月23日まで東京国立近代美術館での「連続と侵犯」展では、私は作品「Ubis」を発表しました。展示室という表の空間とその展示室をつくる仮設壁の内の裏の空間を設け、その表と裏がメビウスの輪のように反転関係に置くことを試みた作品でした。

「Ubis」は、タイトルの「bis」（「くりかえし」）に示されているように、「U」のテーマの美術作品という形式での変奏・展開でした。そのため、「アルマジロ人間」を登場させるという構想もあり、そのスケッチはカタログに掲載されました。（もっとも、このプロジェクトは「U」そのものではなく、その基にあるテーマの展開であったために、最終的な展示からは「アルマジロ人間」は外されました。）

2004年には、私の事務所の最初の作品集、「青木淳 COMPLETE WORKS 1 1991-2004」が刊行されました。そこでの「U」は、他の作品との整合性から、図面は「アルマジロ人間」を省いた抽象的な表現に描き改められました。しかし、写真は、先の特集号と同じく、模型のなかの「アルマジロ人間」をしっかりとフレームに納めたものが使われました。

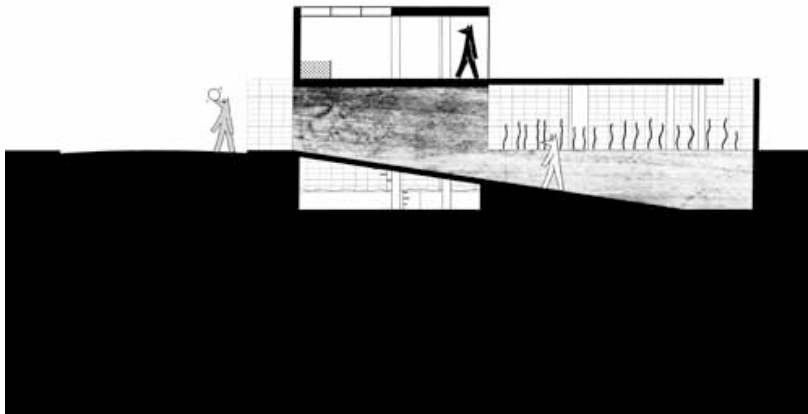
5. 「家の？」

「家の？」は、住宅について、建築家として子どもにもわかる表現で書き表すことが求められ

た本でした。私は、その企画を受け、「U」を題材に、それを絵本として変奏・展開しました。

「U」を題材に選んだのは、これまでに青木事務所が設計した住宅のなかで、もっとも私の住宅に対する理想がピュアに出ているのが「U」だからでした。また、実際に建てられることのない架空の作品を、もし「建てる」というかたち以外の方法で完成させるとすれば、それは架空の世界を扱える絵本という形式がもっともふさわしいと思われたからでした。

「家の？」でも、「U」は、それまでの発表、変奏、展開と同様に、架空の人物「アルマジロ人間」がそこに住む架空の住宅「U」、という表現で、翻案、脚色され、2006年3月終わりに出版されました。



「家の？」・図面



「家の？」・模型写真

これまで述べてきたように、「U」は、つねにそこに架空の住人「アルマジロ人間」が住んでいるという表現で、発表、変奏、展開、翻案、脚色されてきました。その間、「アルマジロ人間」は、最初の「O」での発表を除けば、「U」の世界から一步も出ることはありませんでした。

「U」のそうした表現は、青木事務所の作品として発表されてきました。また、それを題材に、変奏、展開、翻案、脚色したのが青木事務所（つまり、所員を含めた集団としての活動であれば、ということですが）であればその名義で、それを行なったのが私個人であれば私の名義で発表されてきました。

小野氏は、「家の？」が出版されるまで、それについて一度もクレームをつけたことがありませんでした。

6. 建築設計界の慣習

「Ubis」のスケッチでは、また「家の？」では、その題材になっている「U」が青木事務所の作品であるという表記を欠いて、発表されました。それは、青木事務所は、最終的には、私個人がその責任をとることと引き換えに、私個人に帰属するものとして評価・批判される作品をつくることを目的に、運営されてきたアトリエ事務所だからです。アトリエ事務所と組織事務所の区分は多くの点で相対的なものでしょうし、その定義は人それぞれで異なるでしょうが、私が考えるアトリエ事務所とは、特定の人（それが個人であれ、複数の個人であれ）が責任をとる事務所のことであり、組織事務所とはそれを組織としてとる事務所のこと、という区分です。いずれにせよ、そういう意味でのアトリエ事務所の作品が、組織名ではなく、特定の個人名で語られ、評価され批判されるのは、往々にしてあることですし、またそれが建築設計界の慣習です。

たとえば、私は、フランスでの展覧会<Archilab2006>に作品を出品しましたが、青木事務所名義での私の依頼に対して、主宰者からは、慣習どおり個人名義で、との返答が届きました。こういうことは、日本特有の慣習ではなく、世界的な規模での建築設計界の慣習であるようです。

たしかに、世の中には、たとえば、「両親の家」について、模型も図面も、現場監理も、そこ

に一体化されたどのアイデアを出したのも、全てコルビュジエ一人が行なったことと捉えている人が少なからずいるとは思いますが。しかし、常識的に考えて、優秀なスタッフがいて、彼らあるいは彼女らもまた、「両親の家」の図面を描き、模型をつくり、採用されたかどうかは別として、自分なりの構想を持ったはずで、にもかかわらず、「両親の家」は、ごく普通のこととして、それを主導したコルビュジエ個人の作品として語られ、評価されます。

コルビュジエはその「両親の家」を題材に、「小さな家」（「小さな家」森田一敏訳、集文社、1980年）という美しい本を著わしました。完成した「両親の家」の写真も掲載されています。著者は、コルビュジエ、です。しかしその本には、その元にある「両親の家」が、「ル・コルビュジエとピエール・ジャンヌレによる設計に基づいて、1923～24年に建造された」とはあるものの、スタッフの協力をもったアトリエの作品としてつくったものであることについては、何の記載もありません。

7. 内容証明書

「家の？」についてのクレームは、小野氏本人からの電話でも手紙でもなく、5月初旬、突然、小野氏代理人の弁護士より届いた内容証明書からはじまりました。その内容は、「アルマジロ人間」は小野氏の著作物であり、にもかかわらず「家の？」が出版されたことは、明らかな著作権侵害であるので、即刻「家の？」を回収し破棄せよ、という有無を言わさぬものでした。法律上でのクレームに対しては、法律上での返答しかできません。最初から、個人と個人とが腹を割って話し合い解決する道は閉ざされていました。私は顧問弁護士に相談しました。そして、事務所の仕事として期待されていたことを行なってきたものは事務所の作品だ、という私の素朴な捉え方は、法律的に言えば、「法人著作権」を持つ、というように翻訳されると教わりました。そして顧問弁護士は、業務上作成したものであるこれが「法人著作物」であるということ、それゆえそれをあたかも「盗作」であるかのように喧伝してはならない、という主旨の返答をしました。

8. 仮処分申請

顧問弁護士が送った回答に対して、5月16日、小野氏側弁護士から、再度、「アルマジロ人間」はあくまで小野氏個人の著作物である、という内容証明書が届きました。事情を知っての上で、それでもそれは法人著作物ではない、という主張でした。青木事務所の顧問弁護士は、著作権法に詳しく通じてはいません。そこで、私は顧問弁護士に代わって、著作権法に明るい弁護士に相談することにしました。私は「アルマジロ人間」が私の事務所の法人著作物であるか、小野氏個人の個人著作物であるかという法的議論にいたずらに時間と労力を割くことを望んでいませんでした。そこで、弁護士には和解の方向での回答をお願いしました。私は、初版を最後にして増刷をしないということでも構わない、という姿勢を表明しました。それは、法律上での争いではなく、彼と私との個人的な解決が望ましいし、和解案の提示は、そうした対話のきっかけになると考えたからです。

しかし、次に小野氏側弁護士から送られてきたのは、「これまで、回答が筋道の通ったものならば、訴訟前の友好的な解決も可能でしたが、貴殿の一連の対応によりその可能性も閉ざされました。よって、やむを得ませんが、法的な手段に進むことをここに通告します」という通知でした。

2006年、6月8日、ある新聞メディアから、この問題について事務所に弁明を求める電話がかかりました。記者の言葉から、その日、小野氏側が「家の？」の仮処分申請を行ない、記者会見を行なったことを知りました。6月9日には、いくつかの新聞で、「自作キャラ『アルマジロ人間』無断使用、芸術選奨受賞した建築家の絵本、販売中止求める」と報道されました。

裁判所からは、まだ何の資料も送られてきていなかった6月13日、私は小野氏が開設したHP「ほんとうのアルマジロ人間」の存在を知りました。小野氏はそこでこの裁判のために陳述した書面を公開していました。そしてそれによって、私ははじめて、小野氏にとっては、他人によって「アルマジロ人間」がいじられることは、彼本人が蹂躪されたときに感じる感情と同じだった、ということを知りました。幼少の頃から愛着のある動物がいることは珍しいことではありません。そして、猫好きの人が長じて建築家になったとすれば、図面のなかに猫を登場させることもあるかもしれません。しかし、彼にとってのアルマジロはそういう一般的な次元の愛着を越えて、彼

そのものだった、というのでした。それは、私の想像を大きく越えた感情でした。

小野氏が裁判所に差し止めの請求をしたのは、「家の？」だけではありませんでした。彼は、「アルマジロ人間」が一構成要素となっているそもそもの「O」や「U」の図面や模型の使用（複製、翻案又は複製許諾）まで、差し止め請求しました。

6月22日、第1回審尋が開かれました。裁判官が冒頭に質問したのは、「和解はできないのでしょうか？」ということでした。私の側は、「小野さんにとって、そんなにこだわりのあるキャラクターなのであれば、今後一切、展開しないと約束するし、彼がこのキャラクターを使うことに何ら異議は述べません」という和解案を提示しました。しかし、小野氏側は、「あくまでアルマジロ人間は小野氏の著作物で、青木がその権利を侵害したことを認めない限り、和解はできない」と拒否しました。私は裁判の場でできるかぎりの誠意ある態度を示したつもりでしたが、小野氏側は一顧だにしませんでした。

9. 青木事務所

青木事務所が、最終的には、私個人がその責任をとることと引き換えに、私個人に帰属するものとして評価・批判される作品をつくることを目的に、運営されてきたことは、先に述べました。ここでは、その運営の内容を、より詳しく述べたいと思います。

私は、建築を、個人の「内部」の単純な吐露だとは捉えてきませんでした。建築は、それがつくられる場所の条件やクライアントの要望に応えるものです。すでにその時点で、建築は建築家の「内部」の単純な吐露ではありません。「外部」を相手にしています。

クライアントの要望の本当のところは、そのクライアントにしかわかりません。建築家ができることは、その「外部」を自分なりに解釈することによって受け入れることだけです。また建築家は、たいていの設計で、構造家と協働します。構造家が提案する構造形式には、その構造家なりの個人的な思い入れがあることでしょう。しかし、その思い入れの内実もまた、本当にはわかりません。設備設計事務所が提案する設備システム、施工会社が提案する工法や詳細、メーカーが開発した素材にも同じことが言えます。スタッフの提案もまた、その提案の個人的理由が伺い

知れないという点で、建築家の「外部」にあります。人それぞれが、それぞれの生を生きています。「外部」はないと錯覚することからは、建築は生まれません。建築とは、それとは逆に、そうした多くの「外部」をその建築家なりに解釈することによって受け入れ（あるいは拒み）、その解釈に基づいて、それらを矛盾なく内包できるひとつの物理的なものに統合するという行為であり、その行為に対して建築家の名前が署名される、と私は考えます。

たしかに、私は、私だけでなくスタッフにも、つねに、どうすればいいのかを自分なりに考え、それを具体的なかたちにして提案することを求めてきました。提案をぶつけあい、その是非について議論しながら、案を練ってきました。しかし、それは「共同設計」とはまるで異なるものでした。スタッフと私とは対等ではありません。スタッフなりの真摯な思考から、たとえば、Uのかたちをしたテラスを追加すること、犬のように見える人を描くこと、トイレをつくらないことなど、私にはその個人的な内実を知りえないアイデアが提案され、議論がつくされます。その議論の場は、臆すことなく、思うところを交換する場です。しかし、その採択はスタッフの判断でも、多数決でもなく、解釈と統合の目処を前提とした私個人の判断によるものです。

議論を招きうる提案をつねに提出しなければならないスタッフは、いつも精いっぱいです。私もまた、スタッフの提案を越える案をつくること、あるいは、スタッフの提案をひとつの作品として統合することで、精いっぱいです。もし、青木事務所の作品にクリエイティビティが生れるとすれば、それはスタッフと私との間に、こうした緊張を強いる関係があるからだと思います。もし、青木事務所を経て独立したスタッフたちが、すぐにも自分の道を歩いていくことができるとすれば、それもこの関係のなかでの成長があったからだと思います。

10. 終わりに

小野氏は、青木事務所がそのような場所であることを知っていました。その上で、彼は「O」や「U」の表現として「アルマジロ人間」を描き込むことを提案しました。にもかかわらず、それからほぼ10年が経ち、実はそうではなかったと糾弾することは、まるで小野氏らしくないことのように、私には思われます。

私は、こうしたクリエイティブな働きをしてくれるスタッフたちに感謝の意を表わすために、作品の発表時に、できるかぎり、それに関わった担当スタッフの名前を挙げてきました。それが、「家の？」では落ちてしまったのは、私の不注意によるものです。そして、そこに担当スタッフの名前を挙げるのであれば、建築設計界の慣習がどういうものであれ、彼らが担当した「U」が青木事務所の作品であるという正確な記載も必要だったと思います。私は、この点に、自分の至らなさを感じます。

今の私は、小野氏が「アルマジロ人間」に託す強い感情を知るに至りました。だから、裁判の過程でも述べたように、もはや私には、「アルマジロ人間」を含んだ「O」や「U」の更なる展開を行なうつもりはありません。小野氏が「アルマジロ人間」を使うことにも、何の異議もありません。

私が願っているのは、小野氏も私も、それぞれの本業に専念することができるようになることです。私たちの仕事は、前に進むものです。昨日より今日の方がいいと思えるものに案を鍛練させていくことに集中するものです。そうやって、私はもっといい建築をつくっていきたいし、小野氏の新しい建築をはやく見てみたいと思うのです。